

議員提出議案第1号

蕨市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり蕨市議会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年1月20日

提出者 蕨市議会議員 前川やすえ

賛成者 // 比企孝司

// // 小林利規

// // 本田てい子

// // 大石圭子

// // 栃本よしかね

// // 矢嶋聰子

// // 庄野航二

// // 岡田三喜男

// // 金丸けんじ

蕨市議會議長 大石幸一様

蕨市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 蕨市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年蕨市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の240」に改める。

第2条 蕨市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の240」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の蕨市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の蕨市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。